

第2回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 平成31年2月28日

出席者	1. 菊池勇夫 2. 中野誠五 3. 甲斐奉文 4. 中田辰美 5. 森田正春 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 田野敏広 9. 山口時義 10. 藤本政嗣 11. 黒木民徳 12. 藤田博文 13. 菊田正光 14. 竹田親吏
議事録署名人	5番 森田 正春 委員 7番 柳田 隆喜 委員
開催時間	開会 AM 10:00 ~ 閉会
発言者	内 容
局長	ご起立をお願いします。 ただ今から、平成31年第2回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 本日は3番甲斐奉文委員、4番中田辰美委員、6番林田寿利委員より欠席届が出されております。ただ今の出席委員は11名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 会長、よろしく願いいたします。
議長	<挨拶> それでは日程表に従いまして、平成31年第2回総会を進行していきます。 日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。5番森田正春委員、7番柳田隆喜委員、よろしく願いします。 続いて日程第2、会期の日程は本日1日といたしますがよろしいですか。 <異議なし> 異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。 それでは日程第3、議案審議に移ります。 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。 事務局の説明を求めます。
局長	2ページをお開きください。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請

について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。平成 31 年 2 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。3 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 10 番から 13 番までの 4 件となっております。詳細については担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 10 番になります。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 71 歳の方。譲渡人は、美郷町北郷宇納間の 77 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字重野々、田 1 筆、434 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は WCS を予定しています。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 12,596 m²。家畜は、牛を 6 頭飼養しております。家族総数 2 名の労力 2 名になります。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

10 番、藤本です。申請地は元々別の方が借りていましたが、管理できなくなったため返されたそうです。譲受人は畜産をやっていて、申請地の隣接地が譲受人の土地であるため、管理するのも一緒だからと引き受けて WCS を作るようになったそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 10 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 10 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 11 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号 11 番です。申請人の譲受人は、美郷町西郷田代の 57 歳の方。譲渡人は、宮崎市の 58 歳の方です。申請地は、西郷田代字中ノ原、田 1 筆、1,691 m²になります。申請理由は、賃貸借権の設定。利用計画は水稲であります。契約内容は、申請書明細のとおりとなっております。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 9,640 m²。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 4 名となります。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
森田委員	<p>5 番、森田です。地区担当は林田委員ですが、欠席のため代わりに説明いたします。事務局からの説明のとおり、譲渡人は宮崎市の方です。譲受人は集落営農の会長をしており、建築業をしながら農業も大掛かりに経営しております。賃借料は、ぬかり田で耕作しにくいため、両者の話し合いで決めたそうです。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 11 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 11 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 12 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>8 ページをお開きください。受付番号 12 番になります。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 40 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 85 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字田ノ上と字椀木の田 3 筆、2,510 m²であります。申請理由は、賃貸借権の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容ですが、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 5,350 m²。家畜はありません。家族総数 3 名の労力は 1 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
藤本委員	<p>5 番、藤本です。譲受人は山の仕事をしています。米を作りたいが自作地は水の関係であまり出来ないということで、他からも田を借りて耕作しています。譲渡人は高齢で農地の管理が出来ないため、借り手を捜していたところうまく話がまとまったようです。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 12 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p>

無いようですので採決に移ります。受付番号 12 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 13 番の説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 13 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 89 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 89 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字奥侶、田 1 筆、2,744 m²になります。申請理由は、賃貸借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容ですが、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 23,171 m²。家畜はありません。家族総数 2 名労力 2 名となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。譲受人は 89 歳と高齢ですが、実際仕事をするのは 60 代の息子になります。譲渡人は、米の刈取りと乾燥・糲摺りの受託を行っていますが、体調を崩したため今年度で米つくりをやめるということで、申請地が譲受人の自宅の前ということもあり話がまとまったようです。よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 13 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 13 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、議案第 5 号、非農地の許可申請についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

12 ページをお開きください。議案第 5 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条の規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求める。平成 31 年 2 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。13 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 14 番の 1 件になります。詳細については担

当がご説明いたします。

事務局員

14 ページをお開きください。受付番号は 14 番です。受付月日が、平成 31 年 2 月 15 日。申請人が、美郷町北郷宇納間の 91 歳の方で、施設に入所されております。申請地は、西郷田代字年ノ神の 1 筆、地目は田、現況は雑種地、225 m²になります。所有者は、申請人と同一です。調査月日は、平成 31 年 2 月 15 日。証明根拠は、10 以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。15 ページが地籍集成図、16 ページが現況写真になります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

5 番、森田です。この案件も林田委員が担当ですが、欠席のため代わりに説明いたします。現況写真を見ていただくとわかるように、申請地は農地として使用するのには困難な状態となっております。ご審議いただいて非農地にすることをご理解いただきますようお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 14 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 14 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

17 ページをお開きください。議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。平成 31 年 2 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。18 ページが対象農用地の位置図になります。受付番号は 15 番の 1 件になります。詳細については担当がご説明いたします。

事務局員

19 ページをお開きください。受付番号は 15 番になります。利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 25 歳の方。利用権を設定する者が、宮崎市の 58 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字上ノ原、田 1 筆、2,645 m²になり

ます。利用権の種類は賃借権。利用計画は飼料作物となっております。利用権の設定に伴う事項については、申請書明細のとおりであります。設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 19,028 ㎡。家族総数は 3 名の労力 2 名となります。利用権設定の区分は新規となっております。20 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

5 番、森田です。この案件も林田委員の代わりに説明いたします。利用権の設定を受ける者は、今回新しく牛舎を建築し父親と一緒にがんばっている集落の中でも若手の人です。利用権を設定する者は宮崎市在住で、自身で耕作できないため、今までも他の方に耕作を任せていた経緯があります。何の問題も無いと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 15 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 15 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 3 号、農地の賃貸借合意解約書についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

21 ページをお開きください。報告第 3 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。平成 31 年 2 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細については担当がご説明いたします。

事務局員

22・23 ページをご覧ください。西郷田代字小谷の田 2 筆について、農地法第 3 条で 3 年間の賃貸借契約がなされておりましたが、平成 31 年 1 月 31 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。以上です。

議長

それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、平成 31 年第 2 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。
お疲れ様でした。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 森田 正春

美郷町農業委員会 委員 柳田 隆喜